

半田市民生委員・児童委員推薦会要綱

(設置)

第1条 民生委員・児童委員の推薦について審議を行うため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第8条に基づき、半田市民生委員・児童委員推薦会（以下「推薦会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推薦会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 民生委員・児童委員の推薦に関すること。
- (2) その他推薦に関し必要なこと。

(組織)

第3条 推薦会は、半田市の実情に通ずる者のうちから、市長が委嘱する委員若干人をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(民生委員・児童委員の年齢)

第5条 民生委員・児童委員の年齢は、原則として75歳未満とする。ただし、75歳以上であっても、地区の実情により、現職の再任にあつては1回に限り再任することができるものとする。

- 2 主任児童委員については、原則として55歳未満とするが、地区の実情を踏まえ柔軟に対応するものとする。
- 3 前2項に規定する年齢は、委嘱日とする。

(女性民生委員・児童委員の確保)

第6条 女性民生委員・児童委員は、各地区において概ね30%を確保する。

(議会議員の制限)

第7条 民生委員・児童委員は政治的に中立が要求されるので、議会議員は選出しないものとする。

- 2 推薦された民生委員・児童委員が、任期中に議員として選挙に立候補した場合は、辞退を求めるものとする。

(庶務)

第8条 推薦会の庶務は、福祉部生活援護課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和56年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月26日から施行する。ただし、第1条は令和元年12月1日付け一斉改選にかかるものから適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。